

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「による届出」の下に「（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条において同じ。）」を加える。

第六条中「新幹線鉄道等（条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ）」を「条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という）に改める。

第七条中「第二十八号」の下に「。第十一条の二第二項において「勤務時間条例」という。」を加える。

第八条第一項中「運賃等相当額」の下に「（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第一号中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改め、同項第二号中「二十一回分（」の下に「学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十九号。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四条第一号の学校職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等を行うことが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二 条例第九条の五第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、教育委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一項の学校職員とする。

2 条例第九条の五第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十六条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十七条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替える

て適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3 条例第九条の五第二項第二号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に、「以下」を「次号において」に改める。

第十条を次のように改める。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第十条 条例第九条の五第三項の教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「」を「同項第二号中」「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第十一条の二第一項中「第三項各号」を「第三項」に、「当該各号」を「同

項」に改め、同条第二項中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が勤務時間条例第四条第一項の週休日又は勤務時間条例第十条第一項の職員の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日又は学校職員の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受ける職員となる場合の離職を除く。以下同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

第十二条の二第一項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第九条の五第五項」を「条例第九条の五第六項」に改め、同項第一号中「運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第九条の五第二項第二号に定める額の合計額。以下この項及び第十二条の五第二項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千元」を「十五万円」に、「普通交通機関等（」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会

が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第十二条の二第二項第三号中「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千元」及び「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、同条中第三項を削り、同条第四項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に、「前二項」を「前項」に改め、「おいては」の下に「、教育委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に、同項第一号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の額は、教育委員会が別に定める。

第十二条の四第一項中「開始される月」の下に「（同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月）」を加える。

第十二条の五第二項中「普通交通機関等については、」を削り、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千元」及び「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、「とし、新幹線鉄道等については、教育委員会が定める額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き学校職員（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この項において「改正前の条例」という。）第九条の五第二項第一号の一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の学校職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」と

いう。)第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等(改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。附則第三項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。)、同項第二号に規定する額(改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。第一号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。))及び改正前の条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(二以上の新幹線鉄道等(同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第十一条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第九条の五第一項第二号の自動車等に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。)

二 改正前の条例第九条の五第三項第一号の新幹線鉄道等に係る通勤手当

3

前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている学校職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロ以外の場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額(ロにおいて「改正前合計額」という。)から七万五千円を減じて得た額

ロ 改正前合計額が五万五千円を超え九万五千円以下である場合 改正前合計額から五万五千円を減じて得た額に二分の一を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一

に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて
得た額